



令和3年10月29日

【照会先】

福井労働局総務部労働保険徴収室

室長 関 鶴雄

労働保険適用指導官 清水 毅夫

電話 (0776) 22-0112

報道関係者 各位

11月は「労働保険未手続事業一掃強化期間」です ～「安心」を支えるワン・ピース 労働保険～

労働保険は、労災保険と雇用保険の総称であり、農林水産業の事業の一部を除き、労働者を一人でも雇っていれば加入が義務付けられています。

しかしながら、小規模事業を中心に、依然として未手続事業が存在しています。

厚生労働省では、労働保険制度の健全な運営、費用の公平な負担、労働者の福祉の向上などの観点から、「未手続事業の一掃」を年間を通じた主要課題と位置付けた上で、特に11月1日から30日までの1か月間を「労働保険未手続事業一掃強化期間」とし、全国において広く事業主の皆様へ労働保険の制度の趣旨をお知らせするとともに加入促進に関する活動を集中的に行うこととしています。

福井労働局（局長 山崎 直紀）においても、関係行政機関及び関係団体と連携を図り周知広報を行うほか、個別事業主への訪問指導を強化する等、労働保険制度が理解され未手続事業の解消が進むよう適用促進活動を行います。

〈労働者を一人でも雇ったら手続きを！〉

法人、個人を問わず事業主の方は、正社員、パート、アルバイトといった雇用形態に関わらず、一人でも労働者を雇用した場合は、労働保険に必ず加入しなければなりません。

労働保険は、従業員の安心と会社の安定のための保険です。

「そもそも知らなかった。」、「小さい会社だから大丈夫だと思っていた。」、「パート、アルバイトのみのため加入の必要がないと思っていた。」など、様々な理由があると思いますが、従業員のため、会社のために、加入することは事業主の責任です。

また、いわゆる未手続の期間中に労働災害が発生し労災保険給付を行った場合は、事業主は遡って労働保険料を納付するほかに労災給付に要した費用についても負担しなければなりません。

労働者が安心して働ける職場となるよう、まだ労働保険に加入していない事業主の方は、速やかに最寄りの労働基準監督署及びハローワークにて加入手続を行ってください。

<添付資料>

- ・「安心」を支えるワン・ピース 労働保険（リーフレット）
- ・事業主の皆様へ「労働保険への加入について」（リーフレット）